

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年3月まで
私は、会社を退職（昭和62年9月）してから国民年金への切替手続きを行っていなかったが、婚姻（平成3年10月）を契機に国民年金の加入手続きを行ったと思う。その後、納付書が束になって送られてきた。一度に10万円より少し多いぐらいを支払うことになったので、納付書の送付元に確認したところ、納付書が届いている2年7月から3年9月までの国民年金保険料については納めることができると言われ、その納付書で一度に金融機関で納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年11月12日にA市で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きの際に、被保険者資格を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年9月8日に遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、一度に納付したとする申立期間を含む平成2年7月から3年9月までの保険料額は「10万円より少し多いぐらいだった。」としているところ、当該期間の保険料を納付するのに必要な保険料額は12万9,600円となり、申立人が納付したとする保険料額と近似している上、オンライン記録によれば、申立期間直前の2年7月から同年9月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 平成6年4月から7年3月まで

私は、20歳（昭和41年*月）になった頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行った。その後、送付された納付書により同区役所の国民年金担当窓口で月額100円ぐらいの保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間①の保険料は納付済みのはずである。申立期間②の保険料は、送付された納付書により金融機関で納付したと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月から平成10年8月までの国民年金加入期間において、申立期間②を除き、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②の保険料は送付された納付書により金融機関で納付したとしているところ、A市では、申立期間②当時、納付書方式で国民年金保険料を徴収していたとしており、申立人の主張に不合理な点は見受けられない上、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②当時において転職、転居等申立人に係る生活環境に大きな変化は認められないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、20歳（昭和41年*月）になった頃にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、送付された納付書により同区役所の国民年金担当窓口で月額100円ぐらいの保険料を納付していたとしてい

るものの、加入手続後に交付される年金手帳の受領及び保険料の納付周期についてはよく覚えていないとしている上、i) 申立期間①当時に35歳未満の被保険者が納付する国民年金保険料月額、申立期間①のうち、42年1月から43年12月までについては200円、44年1月から同年3月までについては250円であること、ii) 同市では、申立期間①当時は、3か月ごとに集金人による国民年金手帳を用いた印紙検認方式で国民年金保険料を徴収しており、納付書は発行しておらず、区役所の国民年金担当窓口では納付することができなかったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月16日にA市B区に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を同年8月27日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金保険料検認状況一覧票の「得喪歴史」欄の資格取得日、国民年金受付処理簿及び申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも符合することから、申立期間①は強制加入被保険者期間であったとみられるものの、前述のとおり、いずれの記録も申立人が申立期間①に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、資格取得日を基準とすると、申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで
③ 昭和56年1月から57年3月まで

会社退職（昭和49年1月）後、妻がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分をB信用金庫C支店で一緒に納付した。妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間③については、妻は納付済みとされているが、私は未納とされているのはおかしい。年金手帳や領収書など証明するものは何も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立人の保険料を納付したとする妻の納付記録を見ると、昭和55年4月から厚生年金保険に加入する前月の平成9年8月までの国民年金加入期間に未納は無く、昭和57年度からの保険料は前納されていることから、妻の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間③については、申立人は、申立期間③前後の保険料は納付済みとされており、申立人及びその妻共に申立期間③当時、生活状況等に特に変化は無かったとしているほか、申立人の分と一緒に納付していたとする妻は、申立期間③の保険料は納付済みとされていることから、納付意識の高かった妻が申立人の申立期間③の保険料を自身の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和49年3月頃にA市で行われ、この加入手続において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年1月27日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間①の保険料は現年度納付することが可能であった。しかしながら、申立人の保険料を一緒に納付したとする妻の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を53年4月22日として同年4月5日に同市に払い出されていることが確認できる上、これ以前に妻に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この資格取得日を基準とすると、妻は申立期間①は国民年金に未加入となり、申立人と一緒に申立期間①の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間②については、i) 申立人の保険料を一緒に納付したとする妻は、B信用金庫C支店で夫婦二人分を一緒に納付した記憶があるとするのみで、申立期間②に係る保険料の具体的な記憶は無いことから、保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、申立人及びその妻も申立期間②は共に未納とされていること、iii) 申立人のA市の国民年金納付記録情報を見ると、申立期間②は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万円、申立期間②は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月15日
② 平成21年12月10日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、23万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は13万3,000円、申立期間②は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月15日
② 平成21年12月10日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、13万3,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（49万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万1,000円、申立期間②は60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（60万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万円、申立期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、23万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は13万3,000円、申立期間②は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、13万3,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（49万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万4,000円、申立期間②は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月15日
② 平成21年12月10日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、17万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万2,000円、申立期間②は57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（57万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は17万4,000円、申立期間②は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月15日
② 平成21年12月10日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、17万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万円、申立期間②は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 8 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、18万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月15日
② 平成21年12月10日

申立期間①及び②について、賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当

該期間について、その主張する標準賞与額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人の標準報酬月額記録については、平成11年12月から13年5月までは22万円、同年6月から14年5月までは24万円、同年6月は26万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は38万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、15年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年11月までは26万円、同年12月は41万円、16年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③及び④について、申立人の標準賞与額記録については、1万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑤について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年7月及び同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は36万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月から18年1月までは32万円、同年2月は34万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間⑤に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本

文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成18年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、19年1月は30万円、同年2月及び同年3月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間⑥に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月から同年11月まで
② 平成11年12月から16年6月まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日
⑤ 平成16年7月から18年8月まで
⑥ 平成18年9月から19年3月まで
⑦ 平成16年7月23日
⑧ 平成16年12月24日
⑨ 平成17年7月12日
⑩ 平成17年12月22日
⑪ 平成18年7月14日
⑫ 平成18年12月25日

自分の標準報酬月額の記録が、所持している給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている上、標準賞与額の記録も無い。

申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額が9万8,000円とされているところ、雇用保険の記録により、A社（後に関連会社のB社を吸収合併し、現在はC社）の資格取得時の賃金が21万円（これに見合う標準報酬月額は22万円）であることが確認できる上、申立人と同年代、同職種の同僚についても、オンライン記録の標準報酬月額が9万8,000円とされているにもかかわらず、当該同僚から提出された給与明細書によると、標準報酬月額22万円に見合う給与が支給され、当該額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、22万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記A社及び関連会社のB社に継続して勤務（平成11年12月にA社からB社に異動）しているところ、申立期間②におけるオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、継続して9万8,000円となっている。

しかし、申立期間②のうち、平成11年12月から13年5月までの期間について、上記と同様、B社の雇用保険の記録、並びに上記同僚から提出された給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料等控除額から判断して、申立人は、当該期間において、22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②のうち、平成13年6月、同年7月及び同年10月について、後述するとおり、13年11月の標準報酬月額は24万円と推認できること、複数の同僚から提出された給与明細書により、毎年4月から6月までの間に昇給があることが確認できることなどの状況を踏まえると、申立人は、同年6月には24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間②のうち、平成13年8月、同年9月及び同年11月について、申立人から提出された預金通帳により、当該期間の給与振込額は、直後の同年12月及び14年2月から同年4月までの期間における給与明細書の差引支給額（給与振込額）と一致することから、申立人は、当該期間において、直後の期間と同額の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間②のうち、平成13年12月から14年6月までの期間及び同年10月から16年6月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、平成13年12月から14年5月までは24万円、同年6月は26万円、同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、15年1月及び同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月から同年11月までは26万円、同年12月は41万円、16年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは26万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成14年7月から同年9月までの期間について、上記申立人及び複数の同僚の給与明細書における厚生年金保険料の控除の状況を検証した結果、B社では、各月の給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を毎月算出し、給与から控除していたことがうかがえることから、申立人は、当該期間において、申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額から推測される給与支給額に見合う標準報酬月額（同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社から回答は得られないが、上記のとおり、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる保険料控除額から1万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤のうち、平成16年7月から17年11月までの期間及び18年1月から同年8月までの期間について、オンライン記録による標準報酬月額は、上記と同様に9万8,000円とされているが、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年7月及び同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は26万円、同年12月は36万円、17年1月は32万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月は36万円、同年5月から同年8月までは30万円、同年9月は32万円、同年10月は34万円、同年11月及び18年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は28万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円とすることが妥当である。

申立期間⑤のうち、平成17年12月について、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑤の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社から回答は得られないが、上記のとおり、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料

(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(平成18年9月及び同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は28万円、19年1月は30万円、同年2月及び同年3月は28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑥の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑦から⑫までについて、申立人から提出された給与明細書にある厚生年金保険料控除欄には0円とあり、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間⑦から⑫までについて、申立人の主張する標準給与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑦から⑫までについて、その主張する標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

A社B工場に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していた複数の同僚の証言により、申立人が同社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和42年3月7日に被保険者資格を取得した後、同社B工場が43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となる前日の同年1月31日に被保険者資格を喪失し、同年2月1日に同社同工場において被保険者資格を取得しており、同年1月の同社における被保険者記録が無いところ、複数の同僚の証言によると、申立人は申立期間前後において同社同工場での業務内容及び勤務形態に変更は無かったとしている上、同社は、「申立人に関する資料等は残ってはいないが、申立人と同様に複数の同僚にも、43年1月の被保険者記録が無いことから、申立人についても、申立期間において継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となる

ことから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日（昭和54年7月31日）及びA社における資格取得日（同年8月1日）が同日である同僚6人のうち1人の同僚から提出された源泉徴収票によると、当該同僚は、同年6月30日までB社に勤務し、同年7月1日からA社に勤務していたことが確認できることから、申立人も同様に、申立期間においては既にA社で勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和54年8月1日に適用事業所となっているが、商業登記簿によると、会社設立は同年6月29日であることが確認できる上、申立人のB社における資格喪失日（同年7月31日）と同日に資格喪失している同僚6人全員のA社における資格取得日が申立人と同日（同年8月1日）であることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたもの

と判断されることから、A社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年8月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日

申立期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出されたお取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれも賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間の賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上述のお取引明細表において確認できる振込額により推認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含むA社の被保険者全員について、当該期間に係る賞与支払届の記録を確認することができない上、複数の同僚（3人）から提出された賞与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）がこれら複数の同僚の賞与支払届に係る処理をいずれも誤るとは考え難いこ

とから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から同年11月まで

平成3年9月に会社を退職したことを契機に、A市役所、B市役所又はC市役所のいずれかで国民年金の加入手続を行い、この3か所のうちのどこかで国民年金保険料を納付したと思う。

両親は自営業で、私は学生の頃から年金の重要性や継続することの大切さを言われてきたため、転職の回数が多いが国民年金に加入すべき期間は必ず加入手続を行ってきた。

申立期間のみ加入手続や保険料の納め忘れがあったとは考えられないので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年9月に会社を退職したことを契機に、A市役所、B市役所又はC市役所のいずれかで国民年金の加入手続を行い、この3か所のうちのどこかで保険料を納付したと思うとしていることから、加入手続及び納付場所についての記憶は明確であるとは言えず、保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶も明確ではないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、戸籍の附票によると、申立期間当時、申立人の住所はA市とされていたため、同市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付する必要があったところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は学生であった昭和63年10月8日に任意加入被保険者として資格を取得し、平成3年3月20日に同資格を喪失しており、同名簿において、その後、申立人が申立期間の被保険者資格を再度取得した形跡及び保険料を納付していた形跡は見当たらない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない

ことから、申立人が主張する時期に申立期間に係る国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、上記国民年金被保険者資格を喪失した平成3年3月20日以降、申立人が国民年金被保険者資格を再度取得したのは、厚生年金保険被保険者資格を喪失した11年8月11日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月及び同年7月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月
② 平成9年7月から10年3月まで

私は、大学卒業（平成10年3月）後アルバイトをしていた。11年8月から就職することが決まったため、母親と相談して、就職する前に国民年金保険料の未納分を納付しておいた方がいいと思ったので、申立期間の保険料を同年3月頃、母親と一緒にA銀行B支店に行き、母親が十数万円を一括で納付した。20年に「ねんきん特別便」で「全額免除月数10」があったので、訂正の書類を送付したが、返答が遅いので私の妻が22年10月頃に年金事務所に電話したところ、「10か月分追納されています。」と言われたのに、同年11月11日付けの被保険者記録照会回答票では、追納の事実は無いとされていた。申立期間の保険料が免除のままとされていることに納得できないので、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、申立人が平成11年8月から就職することが決まったので、就職する前に申立期間①及び②の未納保険料を同年3月頃にA銀行B支店で一括納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間①及び②は、未納ではなく申請免除が承認されていることが確認できる。このため、母親が保険料を納付したとする同年3月頃を基準とすると、申立期間①及び②の保険料を追納することは可能であった。

しかしながら、申請免除期間の保険料を追納するためには、追納申出を社会保険事務所(当時)に行い、同事務所においてはこの申出に基づき、追納保険料の納付書を発行・送付することとなるが、母親は、社会保険事務所及びC市役

所で相談したことはなく、追納申出は行っていないとしているほか、オンライン記録の追納申込欄においても申立期間①及び②の保険料の追納申出が行われたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、母親は申立期間①及び②の保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、母親は、平成11年3月頃に十数万円の未納保険料を一括納付したとしているところ、申立人の納付記録を見ると、同年2月12日に申立期間直後の10年4月から11年3月までの保険料（15万9,600円）が一括納付されているのが確認できるほか、母親が保険料を一括納付したのは同年3月頃だけであるとしていることから、母親が納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

さらに、母親が申立期間①及び②の保険料を納付したとする平成11年当時は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3460（事案 2365 及び 3030 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、昭和49年頃、A市B区の職員から、今なら遡って国民年金保険料を納付することができる特例があるとの説明を受け、国民年金の加入を勧められたので、同年に同区役所で元夫と共に加入手続を行った。加入手続の際に申立期間のうち、私は20歳からの3年数か月分、元夫は5年分の保険料（二人分で8万円から9万円）を同区役所の窓口で納付した。加入手続後の月額保険料は、900円であると区役所職員に説明されたことを記憶しているので、同年の何月か分からないが、加入手続を行ったのは同年である。その後の保険料は、未納があると年金を受給することができないと思っていたので、未納にならないように集金人に納付した。

今回、私は、当時の国民年金加入手続時期に疑問があることや、今までの申立てに対する委員会の判断に不服がある。新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているように、私は、A市B区の職員から、国民年金の加入を勧められた際に、20歳から60歳までの全ての期間の保険料を納めないで年金を受け取ることができないという説明を受けて、申立期間の保険料を23歳から24歳頃（昭和48年から49年頃）に、同区役所の窓口で納付したので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に元夫と連番で払い出されていることから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に遡って資格取得日を44年12月31日とする事務処理が行われたとみられるが、この手帳記号番号払出日を基準とすると、過年度納付と特例納付を利用しなけ

れば申立期間全ての期間の保険料を納付することはできず、遡って納付した期間は3年間で、残る期間は現年度納付したとする申立人の主張と相違すること、及び申立人と一緒に遡って保険料を納付したとする元夫も申立期間は未納とされていることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、当初の申立てにおける加入手続時期（昭和49年か50年）、納付方法及び納付金額（遡って3年間分の保険料を二人分で7、8万円ぐらい納付し、その後、残る期間を集金人納付した。）を、加入手続時期を49年、遡って納付した期間及び納付金額を申立人は20歳からの3年数か月分、元夫は5年分の保険料（二人分で8、9万円）と申立内容を変更しており、申立人の主張に一貫性がみられないこと、及び前述のとおり、申立人の手帳記号番号払出日の50年12月1日（加入手続時期は申立人の手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から同年11月頃とみられる。）を基準とすると、申立期間のうち、44年12月から48年3月までの期間は、第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）を利用して納付は可能であるものの、48年4月から同年9月までは時効期間（2年）を経過しており、保険料を納付することはできず、同年10月から50年3月までの保険料は、過年度納付を利用しなければ保険料を納付することはできなかつたほか、B区役所では、特例納付保険料及び過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、当該保険料を同区役所で納付することはできなかつたものと考えられることから、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、当時の国民年金加入手続時期に疑問があることや、これまでの申立てに対する委員会の判断に不服があると主張するのみで、申立期間に係る納付をうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7352 (事案 4726、5537 及び 7017 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年6月1日まで
今回、新たに提出する資料等はないが、原点に戻った調査の上、納得のいく回答を出してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、当時の同僚の証言から判断して、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和25年2月1日以降もA事業所に勤務していたことはうかがえるが、一方で、i) 同事業所は、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者5人全員(申立人を含む。)が同日までに漸次被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、3人は、既に死亡しており、残る2人は、「事業主から厚生年金保険に関する話は聞いたことがなく、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言していること、iv) ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「職場の近くにあった病院(内科及び歯科)にしばしば通ったので、診療記録を調査してほしい。」と主張したものの、申立人が当時通院したとする病院は、いずれも当時の診療記録を保管していないと回答しており、申立人が申立期間当時、健康保険の被

保険者資格を有していたか否かについて確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、「前回の再申立ての際に調査を依頼した3病院に加えて、B病院についても、診療記録の保管の有無を調査するとともに、診療報酬明細書についても調査してほしい。」と主張したが、申立人から新たに名称が挙げられたB病院は、当時の診療記録を保管していないと回答している上、C協会に照会しても、診療報酬明細書の保存期間は5年間であることから、申立人の申立期間における健康保険の利用の有無について確認できないと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「原点に戻って調査して納得のいく回答を出してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、今回、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、当該主張のみでは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 13 日まで
② 昭和 43 年 1 月 20 日から同年 2 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 12 月 26 日から 53 年 10 月 15 日まで

申立期間①について、弟にはA事業所の年金記録があるにもかかわらず、私には記録が無いのはおかしい。

また、申立期間②及び③については、B社に昭和 43 年 2 月よりも前から勤務し始めて 53 年 10 月 15 日まで勤めた。申立期間③には、会社から免許を取りに行ったことを覚えており、当時の証明書を保管している。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険記録により、当該期間のうち、昭和 41 年 3 月 1 日から同年 12 月 13 日までの期間については、A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A 事業所は昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、A 事業所は、昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が、A 事業所において一緒に仕事をしていたとして名前を挙げている同僚の国民年金記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日以前の期間については、国民年金保険料を納付している記録となっ

ていることが確認できる上、他の複数の同僚についても、新規適用日以前の期間については国民年金の納付記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げている上記同僚は既に死亡していることから、申立期間①当時の証言を得ることはできず、他の同僚からも当該期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

申立期間②について、B社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所台帳によると、同社は昭和59年10月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿謄本によると、62年1月*日に破産終結登記が行われている上、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の複数の同僚によると、「B社に勤務し始めた日と、厚生年金に加入した日は一致している。」、「B社の厚生年金の取得日と喪失日は間違っていない。」と証言している。

申立期間③について、申立人から提出された証明書の写しによると、当該証明書の発行日は昭和51年1月20日であることが確認できるとともに、裏面の申込者欄にはB社の社名が記載されていることから、期間を特定することはできないものの、当該証明書が発行された当時、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上述のとおり、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、破産終結登記が行われている上、同社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人はB社において、昭和44年12月25日に離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の記録と符合しているとともに、申立人によると、「昭和46年4月頃から1年間は専門学校に通っており、失業保険をもらった覚えがある。その時はB社を辞めたが、その後、改めて勤務した。」としていることから、期間を特定することはできないものの、申立人は、一旦はB社を退職していることがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間③当時、B社において一緒に仕事をしていたとして名前を挙げている同僚4人の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和45年8月までに被保険者資格を喪失している記録となっている上、当該4人のうち3人については、上記被保険者資格の喪失後、国民年金保険料を納付している記録となっていることが確認できる。

加えて、上記同僚4人のうち2人は既に死亡していることから、申立期間③当時の証言を得ることはできないものの、残りの同僚2人のうち1人によると、「C社が昭和46年頃に倒産し、私も辞めることになった。その後、同社で一緒に仕事をしていていた同僚に誘われ、その人のもとで働き始めたが、B社の下請として仕事をしていたので、給料や保険については同社と直接関係が無かった。

またその当時、私は国民年金に加入していた。」と証言しているとともに、申立人と同時期にB社の被保険者記録が認められる同僚によると、「B社に勤務していた従業員の間では、厚生年金保険料を給料から引かれるよりも、国民年金にした方が安くすむということで、国民年金に加入する人たちが多かった。」と証言しており、当該期間に係る被保険者記録が認められる同僚は、「私は、B社の創業から解散まで勤務した。」としているところ、当該同僚の年金記録によると、同社において昭和39年2月27日に資格取得、45年7月20日に資格喪失している上、その翌月の同年8月からは、国民年金の納付記録が認められることから、申立期間③当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7354 (事案 6881 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月から同年 12 月まで
前は認められなかったが、源泉徴収票が見付かったので、再度審議して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は既に破産しており、当時の事業主は「当時の担当者は死亡している上、書類も無いので分からない。」としており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できないこと、ii) オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められないこと、iii) 複数の同僚に照会しても、保険料控除額について記憶しておらず、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について証言が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 12 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回の決定に納得できない。申立期間当時の源泉徴収票が見付かったので、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された平成 12 年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7355 (事案 7221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 12 月から 9 年 9 月まで
② 平成 10 年 8 月及び同年 9 月
③ 平成 20 年 4 月 19 日

前回の申立てにより、申立期間①については、申し立てた 22 か月のうち 15 か月について、申立期間②については、申し立てた 2 か月全てについて標準報酬月額の記録が訂正されることとなった。

しかし、申し立てた全ての期間が認められないことに納得できない。

また、記録が訂正されることとなった期間についても、給与額に見合う標準報酬月額と控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額のいずれか低い額であっせんされていることに納得できない。

さらに、申立期間③についても、大入り袋だから賞与とはみなされないとする審議結果には、納得できない。

今回、新たに提出する資料等はないが、再度審議していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①のうち、平成 7 年 12 月から 8 年 9 月までの期間及び 9 年 5 月から同年 9 月までの期間、並びに申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書により、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間については、標準報酬月額の記録を訂正する必要があること、ii) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなること、iii) 申立期間①のうち、8年10月から9年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わないこと、iv) 申立期間③について、平成20年4月に支払われた大入り袋については、賞与とは認められないことから、あっせんは行わないことなど、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月22日付け年金記録の一部訂正に関するあっせんをする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間①及び②について、全ての期間について、あっせんされないことに納得できない。また、あっせんされた一部期間についても、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内となっていることに納得できない。このような取扱いがネックになっているのであれば、改正してほしい。申立期間③についても、大入り袋が賞与でないことに納得できない。仮に、以上のことが認められないのであれば、控除し過ぎた保険料を私に返還するよう、会社を指導してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、特例法により、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、この取扱いにより、提出された給料支払明細書を検証した結果、申立期間の一部について、記録の訂正が必要であるとされたことについては、前回、既に通知済みである。

なお、当該取扱いを改正すべきとの主張については、当委員会は、当該取扱いの改正の要否等について調査・審議する組織ではない。

また、申立期間③については、申立人から新たな資料等の提出は無く、前回の通知を変更すべき新たな事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「今回の再申立てが認められないのであれば、過徴収された保険料について、返還するよう会社を指導してほしい。」と主張しているが、当委員会は、保険料の返還について、事業主を指導する組織ではない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、申立期間③については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。